

植物品種等海外流出防止総合対策事業

【令和3年度予算概算決定額 176（137）百万円】
（令和2年度第3次補正予算額 432百万円）

< 対策のポイント >

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）**や**侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、登録品種の**簡易な許諾方法のモデル構築**などを支援します。

< 事業目標 >

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

< 事業の内容 >

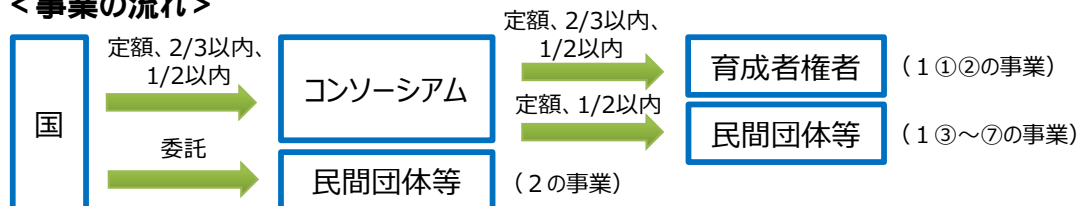
1. 海外における育成者権の取得支援等

- ① 海外出願経費の支援
- ② 海外育成者権侵害対策
- ③ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である伝統野菜等の優良品種の種苗資源を保存する取組及び**特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動の取組**を支援します。
- ④ 植物品種保護制度の運用改善
- ⑤ 簡易な許諾方法のモデルの構築
簡易な許諾方法や新たな契約方法（サブスクリプション等）、一括許諾管理団体による包括的な許諾等のモデル的な取組を支援します。
- ⑥ 流通種子データベースの構築
登録品種から一般品種までを含め、農業者が商品名等から容易に品種特性、価格情報、登録品種の利用条件（許諾条件、指定地域等）が比較できるデータベースの整備を支援します。
- ⑦ 品種登録制度におけるDNA判定技術の高度化
品種登録審査や侵害立証において遺伝子情報を活用する取組を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備

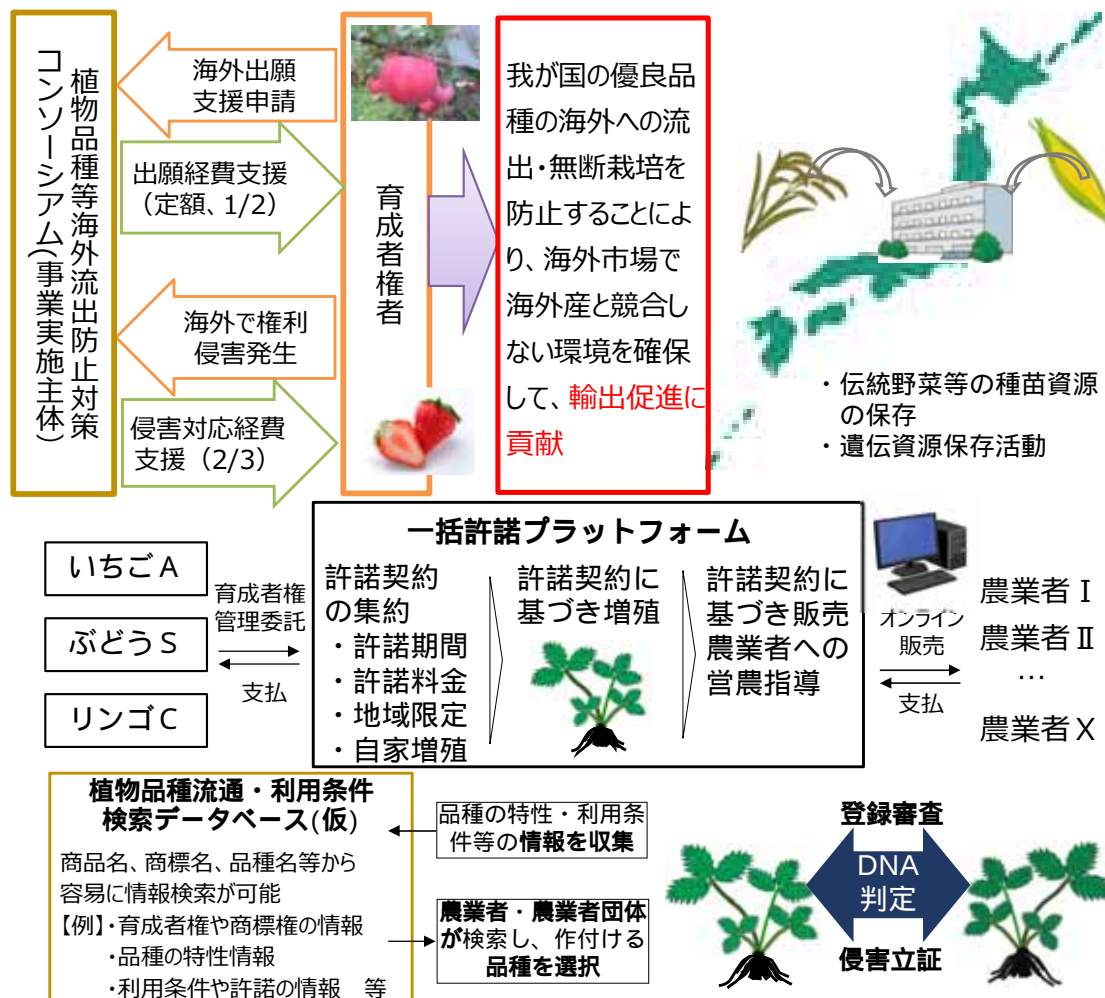
海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジアにおける品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

< 事業の流れ >



※ 1①、⑤、⑥、⑦の事業については、令和2年度第3次補正予算を含む。

< 事業イメージ >



【お問い合わせ先】 食料産業局知的財産課（03-6738-6443）